

水道事務所からのお知らせ

問 水道事務所 TEL 62-4171



4月から水道料金・各種手数料を改定します

広報ゆあさ令和5年5月号でお知らせしたとおり、令和6年4月検針分(5月請求分)から水道料金を改定します。各種手数料についても改定となりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

改定後の水道料金 ※いずれも消費税抜き

	口径	基本料金		超過料金
		水量	料金	1 m ³ につき
一般用	13mm	8m ³	1,100円	150円
	20mm		1,300円	
	25mm		1,700円	
	40mm		2,000円	
	50mm		3,500円	
	75mm		5,000円	
	100mm		7,500円	
官公署用	8m ³	9,000円	185円	
湯屋用	50m ³	5,400円	110円	
臨時用	10m ³	3,800円	410円	

改定後の各種手数料 ※いずれも非課税

手数料	改定後	手数料	改定後
設計審査手数料	1,000円	給水装置工事事業者 指定手数料	10,000円
工事検査手数料	1,000円		
材料検査手数料	一律 500円	各種証明手数料	300円
		コピー代	10円～

水道料金の求め方

令和6年9月検針分まで (激変緩和措置あり)

9月検針分まで基本料金は半額となります(臨時用・官公署用を除く)

【例】口径 13mm・20m³使用の場合
(3人家族の標準例、税別)

基本料金 550円 + 超過料金 (20m³ - 8m³) × 150円
= 2,350円

令和6年10月検針分から

10月検針分から改定後の水道料金が全額適用となります。

【例】口径 13mm・20m³使用の場合
(3人家族の標準例、税別)

基本料金 1,100円 + 超過料金 (20m³ - 8m³) × 150円
= 2,900円



こんなときは水道事務所にご連絡・届出を

- 引っ越しするとき(給水中止届)
- 長期間水道を使用しないとき(給水中止届)
- 引っ越ししてきたとき(給水開始届)
- 水道の使用者や所有者が変わるとき(給水装置所有者変更届 など)

- ※ 給水中止の届出がない場合、水道の使用がなくても基本料金がかかります。
- ※ 給水中止される場合は、中止日までの水道料金の精算が必要となります。
- ※ 水道使用の開始・中止の手続きは、開栓日・中止日の3日前までをお願いします。(閉所日のご連絡や急なご連絡には対応できない場合があります。)



開栓・中止のお手続きは
インターネットで!

